

一般社団法人日本コンピュータ外科学会 理事・監事選出規則

平成24年2月1日 制定

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本コンピュータ外科学会（以下「この法人」という。）定款第24条1項及び4項の規定に基づき、この法人の理事及び監事を選任するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（理事・監事候補者の推薦）

- 1 人事委員長は、評議員に対して次期理事・役員の候補者の推薦を依頼するものとする。
- 2 評議員は、前項の依頼に基づき、別紙様式の要領で理事・監事の候補者を推薦できるものとする。当該評議員が推薦する候補者の人数は5名までとする。
- 3 前二項の定めは、評議員による自薦を妨げない。

第3条（人事委員会による提案）

人事委員会は、第2条によって評議員から推薦された者から理事・監事の候補者を選定し、人事委員長名で、第2条によって評議員から推薦された者を開示の上、選定された候補者を理事会に提案する。

第4条（理事・監事候補者の決定）

理事会では、第3条にて役員選定委員会より提案を受けた候補者について審議を行い、最終的な理事・監事候補者を決定する。

第5条（理事・監事の決定）

理事会にて決定した理事・監事の候補者について、社員総会において承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規則は、この法人の設立の登記の日（平成24年2月1日）から施行する。
- 2 この法人成立後第一期の役員の選出にあたっては、人事委員会および人事委員長に代わり、設立時社員が理事会に提案するものとする。